

社 会 福 祉 法 人
定 款 変 更 マ ニ ュ ア ル

《定款変更時のチェック項目》

1. 議決前(議案作成時)確認事項

※議決後の事務局による議案書修正は認められないので、議決前に県又は市の変更案事前チェックを受けるように努めて下さい。

(1) 変更する内容が定款準則に則っているか。

→ 本書「P5～」と照らし合わせてチェックして下さい。

(2) 最新の定款準則に合致する内容となっているか。

→ 本書「P5～」の定款準則本文の下線部分は、平成12年12月1日以降に改正等となった箇所です。変更されていない場合には、併せて改正して下さい。

(3) 事業表記が適当か。

→ 定款準則に合わせた目的の変更、事業(社会福祉事業、公益事業、収益事業)の追加、名称変更、廃止など登記が必要となる変更である場合には、変更する以外の事業を含め表記が本書「別紙1」、「別紙2」に合致しているか確認の上、必要があれば併せて変更して下さい。

2. 議決後確認事項

(1) 定款に定める手続きを経ているか。

① 理事会・・・【注】表決委任は認められず、定款上の制度として記載がなければ書面表決も認められない。

定足数：理事定数(現員数)の3分の2以上

議決数：理事定数(現員数)の3分の2以上

② 評議員会・・・【注】表決委任、書面表決とも認められない。

定足数：評議員定数(現員数)の過半数

議決数：評議員定数(現員数)の過半数

※平成17年4月14日付けの定款準則改正に伴う定款変更をしている法人は、以下の点を確認してください。

- ・ 評議員会が理事会の前に開催されているか。
- ・ 評議員会で当該事案が審議され、評議員会としての意見が示されているか。
- ・ 理事会において、評議員会の意見を踏まえた上で議決されているか。

(2) 申請書類等に不備はないか。

→ 本書「P4」添付書類一覧を確認、不備がないか確認して下さい。

(議長及び議事録署名人2名の署名・押印がされた議事録の原本証明付きの写しが必要ですので、提出前にご確認下さい。)

※ 提出先は、所管が県の場合は、本課直接ではなく各保健福祉事務所の企画総務班となり、所管が市の場合は各市担当課です。提出部数についても、県と市、申請書と届出書では異なりますのでご注意ください。

《 定 款 変 更 の 手 続 き 》

1. 変更届

(1) 届出事項

以下の事項のみの変更の場合は、変更認可申請ではなく変更届出となります。

- | |
|---|
| ①事務所所在地の変更（定款準則第四条）
②基本財産の増加（定款準則第一三条第2項 ※）
③公告の方法の変更（定款準則第二六条） |
|---|

※ 基本財産を改築した場合には、単純な増加ではないので変更認可申請となります。

（なお、基本財産の取り壊しの場合、改築で老朽民間社会施設整備費の国庫補助を受けていない場合等については、定款変更認可の他に基本財産処分承認（定款準則第一四条）を受ける必要があるので注意すること。）

(2) 届出書類

① 社会福祉法人定款変更届出書

※「社会福祉法人定款変更認可申請書」（P3参照）の表題の「認可申請書」を「届出書」に、「申請者」を「届出者」に、「申請年月日」を「届出年月日」に変更の上使用して下さい。

② 添付書類 → P4参照。

(3) 提出先及び提出部数

- 県所管の社会福祉法人 : 各県保健福祉事務所の企画総務班へ
正副 2部（全く同一のものを2部）
※登記簿謄本については、1部は写（要原本証明）可。
- 市所管の社会福祉法人 : 各市担当課へ
原則として1部（必要に応じて2部）

2. 変更認可申請

(1) 認可事項

上記届出事項以外の変更は全て認可事項となります。

（届出事項と併せて認可事項を変更する場合は、変更認可申請となります。）

(2) 申請書類

① 社会福祉法人定款変更認可申請書（P3参照）

② 添付書類 → P4参照。

(3) 提出先及び提出部数

- 県所管の社会福祉法人 : 各県保健福祉事務所の企画総務班へ
正副 3部（全く同一のものを3部）
※登記簿謄本については、2部は写（要原本証明）可。
- 市所管の社会福祉法人 : 各市担当課へ
原則として2部（必要に応じて3部）

社会福祉法人定款変更認可申請書

申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名称		
	代表者の氏名	㊟	
申請年月日			
定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	

※「定款変更の内容」については、変更する条項部分のみの抜粋で構わないが、変更箇所の下線をひくなど変更内容がより明確になるように記載すること。

《 社会福祉法人定款変更認可申請・変更届出添付書類一覧 》

	変更事項 添付書類（※1）	事業目的の追加		役員定数 の変更	基本財産の変更（※2）			準則に基づ く条文整理		
		設置 経営	受託経営 管理経営		新築	増改築	削除			
1	申請書	○	○	○	○	○	○	○		
2	理事会・評議員会議事録（写）	○	○	○	○	○	○	○		
3	変更後の定款	○	○	○	○	○	○	○		
4	現行の定款	○	○	○	○	○	○	○		
5	財産目録	○	—	—	—	—	—	—		
6	事業計画書	○	○	—	(○)	(○)	—	—		
7	収支予算書	○	○	—	(○)	(○)	—	—		
8	事業の概要説明書	—	○	—	—	—	—	—		
9	受託契約書（写） 指定書（写）・協定書（写）	—	○	—	—	—	—	—		
10	関係条例（写）	—	○	—	—	—	—	—		
11	施設 建設 関係 書類	予算書又は決算書	○	—	—	(○)	(○)	—	—	
		補助金等決定書（写）	○	—	—	(○)	(○)	—	—	
		助成金決定書（写）	○	—	—	(○)	(○)	—	—	
		借入金 関係 書類	借入金決定書(写)又は受 理証明書(写)等	○	—	—	(○)	(○)	—	—
			償還計画	○	—	—	(○)	(○)	—	—
			償還金贈与契約書(写)	○	—	—	(○)	(○)	—	—
			所得証明書・残高証明書 身分証明書・登記簿謄本 印鑑登録証明書	○	—	—	(○)	(○)	—	—
			補助予定通知書	○	—	—	(○)	(○)	—	—
			建設資金贈与契約書（写）	○	—	—	(○)	(○)	—	—
			身分証明書、登記簿謄本 印鑑登録証明書、残高証明書	○	—	—	(○)	(○)	—	—
			法人本部会計等決算書	○	—	—	(○)	(○)	—	—
			工事関係契約書 見積書、領収書（写）	○	—	—	(○)	(○)	—	—
			不動産売買契約書（写）	○	—	—	(○)	(○)	—	—
			不動産登記簿謄本	○	—	—	○	○	○	—
	建築確認書（写）	○	—	—	(○)	(○)	—	—		
	図面	○	○	—	(○)	(○)	—	—		
12	施設長就任承諾書、履歴書及び施 設長の資格を証する書類	○	○	—	—	—	—	—		
13	廃止事業に係る財産処分方法	—	—	—	—	—	○	—		
14	事業の廃止届（写）又は 認可書（写）等	—	—	—	—	—	○	—		
15	基本財産処分承認書（写）	—	—	—	—	○	○	—		

※1 添付書類のうち（写）とあるものについては、原本証明が必要となります。

※2 新築・増改築を伴う新規事業の追加で、既に事業追加について定款変更認可を受けている場合には、(○)の資料は既に確認済みなので、基本財産の追加の手続き時には添付不要です。

ただし、同じ事業で複数の施設等を所有する場合で、2カ所目以降の施設等の基本財産の追加の場合には全ての書類が必要です。

(凡 例)

- ①本文及び備考の下線部分(____)は、平成12年12月1日の定款準則改正等による変更箇所を示す。
- ②本文及び備考の二重下線部分(____)は、平成14年8月30日の定款準則改正等による改正箇所を示す。
- ③本文及び備考の網かけ部分は、租税特別措置法第40条の特例を受けようとする場合の審査事項該当箇所を示す。
- ④本文の下線部分(____)は、平成16年10月29日の定款準則改正等による変更箇所を示す。
- ⑤本文の下線部分(____)は、平成17年4月14日の定款準則改正等による変更箇所を示す。
- ⑥本文の下線部分(____)は、平成18年2月20日の定款準則改正等による変更箇所を示す。
- ⑦本文の下線部分(____)は、平成19年3月30日の定款準則改正等による変更箇所を示す。
- ⑧本文の網かけ部分は、平成24年3月30日の定款準則改正等による変更箇所を示す。
- ⑨本文の下線部分(____)は、平成25年3月29日の定款準則改正等による変更箇所を示す。

社会福祉法人定款準則

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

【ポイント】

上記の記載は児童福祉に関する事業[※]以外[※]を行う法人の場合であり、

- ①児童福祉に関する事業のみを行う法人
 - ②児童福祉に関する事業とそれ以外の事業をともに行う法人
- については、次頁の「(備考) (2)」を参照の上、「目的」を規定すること。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害児入所施設
- (ロ) 特別養護老人ホームの経営
- (ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

【ポイント】

- ① 社会福祉法人が行う事業は、原則として全て定款に記載されている必要があり、新たな事業を開始する場合も、事業追加に係る定款の変更認可後でなければ行うことはできないため、事業開始年月日と理事会・評議員会の日程、変更申請書の提出から知事への認可の日までのスケジュールを確認すること。
- ② 従来は事業の内訳として、施設名ごとに定款に記載（同種施設設置の都度定款変更が必要）することとなっていたが、平成19年3月30日付けの定款準則の改正により記載方法が簡素化され、施設名称の記載を改め、施設類型ごとに記載すればよいこととされた。
- ③ 事業の表記の方法については、「別紙1」(P21～)を参照すること。なお、参照に当たっては「注意事項」に十分留意すること。

【関連項目チェック】

事業追加が社会福祉施設の設置に関連する場合は、施設の用に供する法人所有の不動産を基本財産とする必要があるため、基本財産に係る条項に追加すること（施設整備中等により取得が未了の場合には、取得後に基本財産に追加し、定款変更届出を行うこと）。

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体現するものとする。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

【ポイント】

- ① 法人の事務所は、法人登記簿を確認の上、登記簿どおりに正確に記載すること。
「〇丁目〇〇番」を「〇ー〇」等と略して記載しないこと。
- ② 「事務所の所在地」（定款準則第四条）、「基本財産の増加」（定款準則第一三条第二項）、「公告の方法」（定款準則第二六条）のみの変更については、変更認可申請ではなく変更届出となる。
- ③ 物理的な事務所所在地の変更だけでなく、土地区画整理や市町村合併による住居表示の変更の場合にも定款の変更が必要となる（届出で可）。

【関連項目チェック】

市町村合併により、基本財産の所在地の表示に変更がある場合にも定款の変更が必要となる（届出で可）（→定款準則第一三条第二項）。

第二章 役員及び職員

(役員の定数)

第五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 〇〇名

(2) 監事 〇〇名

2 理事のうち一名は、理事の互選により、理事長となる。

3 理事長は、この法人を代表する。

4 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が、理事のうち〇名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(備考)

(1) 理事の定数は、六名以上とすること。

監事の定数は、二名以上とすること。

(2) 第4項の親族等の人数は、理事の定数に応じて次のとおりとすること。

理事定数	親族等の人数
六名～九名	一名
一〇名～一二名	二名
一三名～	三名

【関連項目チェック】

理事定数を増加させる場合には、特殊関係者の制限人数に変更が生じないか注意すること。
また、評議員の定数は、理事定数の2倍を超えること（最低でも×2+1）が必要なので、評議員定数を変更する必要があるかを確認すること。

- (3) 理事長又は理事に総裁、会長という名称を与えることは差し支えないこと。
- (4) 常務理事を置くときは、理事長、常務理事及び平理事の職務権限を明確にすること。

【ポイント】

①常務理事を置く場合には、以下の条項を加えること。

「(常務理事)

第六条 この法人に常務理事一名を置き、理事の互選により選任する。

2 常務理事は理事長(会長)を補佐し、この法人の常務を処理する。」

- ※ 常務理事の選任については、「理事の中から理事長が指名する。」ことを禁じるものではないが、重要な役割を担うことに鑑み、理事の互選によるのが妥当である。
- ※ 常務理事を置く場合には、第六条とし、以下条を繰り下げる。

②顧問(名誉会長、相談役、その他名誉職等)を置く場合については、次のように規定すること(社会福祉協議会モデル定款準用)。

「第三章 顧問(職に応じて名誉会長等適切な名称を記載。以下同じ。)

第〇条 この法人に、顧問〇名(若干名)を置く。

2 顧問は、理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について理事長の諮問に答え又は意見を具申する。

4 任期については、役員の任期に準ずる。」

- ※ 顧問等を置くときは、「第二章 役員及び職員」の次に一章を設けて規定し、以下各章、各条を繰り下げる。
- ※ 会長又は総裁の名称を理事でないものに与えることは、理事長である総裁、会長との区別が困難になるため、顧問、相談役的な役割を担う者に対して総裁、会長のような名称を付す場合には、「名誉総裁、名誉会長」のように、その名称上、理事でないことが推定できる名称とすること。

【関連項目チェック】

常務理事を置く場合には、その任期を規定する必要があることから、定款準則第六 条第三項に「及び常務理事」を忘れず追加すること。

- (5) 理事長以外にも法人を代表する理事がいる場合には、例えば「**理事長及び常務理事は、この法人を代表する。**」というような記載にすること。

(役員の任期)

第六条 役員の任期は二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 理事長(及び常務理事)の任期は、理事として在任する期間とする。

(備考)

「役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なお、その職務を行う。」という規定を定款に記載するのは、定款において役員任期を2年未満と定めた場合に限るものとし、この場合には任期終了から就任後2年までの間に限り、引続き前役員がその職務を行うことができること。

(役員を選任等)

第七条 理事は、理事総数の三分の二以上の同意を得て、理事長が委嘱する。

2 監事は、理事会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(備考)

評議員会を設ける場合には、理事や監事の選任も評議員会において行うこととすることが適当であること。

【ポイント】

① 評議員会を設置している法人については、第七条を以下のとおり規定することが適当である(社会福祉協議会モデル定款準用)。

「(役員を選任等)

第七条 理事は、評議員会において選任し、理事長(会長)が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。」

(役員報酬等)

第八条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前二項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(理事会)

第九条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、理事長がこれを招集する。

3 理事長は、理事総数の三分の一以上の理事又は監事から会議に付議すべき事項を示して 理事会の招集を

請求された場合には、その請求のあった日から一週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 理事会は、理事総数の三分の二以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

※書面表決を認める場合に規定する。以下号を繰り下げる。

6 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

8 議長及び理事会において選任した理事二名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

① 「施設長の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること。

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 当該処分について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

(注) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注1) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該契約について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注1) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が(評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて)あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該取得等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注1) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会が（評議員会が必置の法人においては評議員会の意見を聴いて）あらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

(注2) 当該売却等について理事長個人が特別の利害関係を有する場合は、理事会において選任する他の理事が専決すること。

⑧ 予算上の予備費の支出

⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関する事

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関する事

⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(2) 理事会に出席できない理事が、その議決権を他の理事に委任することができる旨の規定を設けることは認められないこと。

(3) 理事会に出席できない理事について、書面による表決を認めるときは、第五項の次に次の一項を加えること。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

(4) 議長の議決権については、第六項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意すること。

(5) 理事に建設請負業者や物品納入業者等が加わっている法人が建設工事請負や物品納入等の契約を行おうとする場合には、当該理事は特別の利害関係を有することとなるので、当該契約の入札価格の決定や業者選定等に係る議事の議決には加わることができないこと。

(理事長の職務の代理)

第一〇条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第一一条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会（、評議員会）及び所轄庁（石巻市長）に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会（及び評議員会）に出席して意見を述べるものとする。

(備考)

評議員会を設ける場合には、評議員会に対しても監査結果を報告し、かつ意見を述べるものとすることが適当であること。

(職員)

第一二条 この法人に、職員若干名を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長(以下「施設長」という。)は、理事会の議決を経て理事長 が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

【備考1】

評議員会を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第〇条 評議員会は、〇〇名の評議員をもって組織する。

2 評議員会は、理事長が招集する。

3 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二〇日以内に、これを招集しなければならない。

4 評議員会に議長を置く。

5 議長は、その都度評議員の互選で定める。

6 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

7 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることをできない。

9 議長及び評議員会において選任した評議員二名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(備考)

(1) 次に掲げる事業のみを行う法人以外の法人は、評議員会を設けること。

① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業

② 保育所を運営する事業

③ 介護保険事業

【関連項目チェック】

評議員会を設置する場合には、理事、監事の選任を評議員会において行うよう変更することが適当である(→定款準則第七条(備考))。

(2) 評議員の定数は、理事定数の二倍を超える数とすること。

【ポイント】

評議員会については、開催の要件が評議員総数の過半数と理事会よりも緩くなっていることや、その定数が理事の2倍を超える数となっていることから、理事会のように書面表決を採用することを認められていないので留意すること。

(3) 議長の議決権については、第七項の規定により、可否同数のときの決定権として行使されることとなり、それより前に行使することは二重の投票権を有する結果にもなり、不都合な事態を招く。そのため、可否同数のときより前の議決はできないことに留意すること。

(評議員会の権限)

第〇条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則としてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(備考)

「原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない」とは、一定の場合においては事前に意見を聴くことを不要とするものである。ここにおける「一定の場合」とは、災害時等緊急に法人として意思決定する必要がある場合等、理事会として当該法人の運営上あらかじめ評議員会の意見を聴くことが著しく困難であると認められる場合である。

(同前)

第〇条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第〇条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛成して協力する者の中から理事会の同意を経て、理事長がこれを委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が〇名を超えて含まれてはならない。

(備考)

第二項の親族等の人数は、評議員の定数に応じて第五条の(備考)の(2)と同様とすること。

(評議員の任期)

第〇条 評議員の任期は二年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

【備考2】

社会福祉協議会及び社团的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

第三章 資産及び会計

(資産の区分)

第一三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の木造瓦葺平屋建〇〇保育園園舎
一棟(平方メ ートル)

(2) 〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園 敷地(平方メートル)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

【ポイント】

- ① 所在地、構造、面積は登記簿に合わせること。
- ② 社会福祉施設の用に供するものについては、施設名を明示すること。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第一三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益 事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを 記載)の四種(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種)とする。

2 本文第二項に同じ。

3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産(公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載)は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲 げる収益を目的とする事業(公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一 方を行う場合は、当該事業のみを記載)の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

(基本財産の処分)

第一四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の 同意を得て、所轄庁(石巻市長)の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、 所轄庁(石巻市長)の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第十五条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（備考）

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項に規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（特別会計）

第十六条 この法人は、特別会計を設けることができる。

（備考）

公益事業又は収益事業を行う場合には、必ず当該事業に関する会計は、事業ごとに特別会計としなければならないこと。

また、その会計処理にあたっては社会福祉法人会計基準等関係通知に基づき行うこと。

（予算）

第十七条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（決算）

第十八条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後二月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。

2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

（備考）

法人の業務及び財務等に関する情報については、一般に対しても、会報への掲載のほか、新聞等への広告、法人事務所における閲覧、インターネット上での公開等の方法により自主的に公表することが適当であること。また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。

(会計年度)

第十九条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第二十条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(備考)

法人の会計の処理については、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成二十三年七月二十七日雇児発〇七二七第一号、社援発〇七二七第一号、老発〇七二七第一号）に準拠して定めること。

なお、旧会計基準（経過的に平成26年度まで適用可）を適用する場合にあっては、「社会福祉法人会計基準の制定について」（平成一二年二月一七日社援第三一〇号）に準拠して定めること。

(臨機の措置)

第二十一条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

【備考3】

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

【ポイント】

- ① 社会福祉法人が行う事業は、原則として全て定款に記載されている必要があり、新たな事業を開始する場合も、事業追加に係る定款の変更認可後でなければ行うことはできないため、事業開始年月日と理事会・評議員会の日程、変更申請書の提出から知 事の認可の日までのスケジュールを確認すること。
- ② 事業の表記の方法については、「別紙2」(P27～)を参照すること。なお、参照に当たっては「注意事項」に十分留意すること。
- ③ 「別紙2」に例示されていない事業については、その位置付け、表記方法について事前に相談すること。

(剰余金が出た場合の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

【備考4】

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 〇〇業
- (2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

【関連項目チェック】

それまで公益事業を実施していなかった法人が、新たに公益事業を実施する場合及び公益事業を廃止したことにより全く行わなくなった場合には、資産の区分の規定の 仕方も変更する必要があるので注意すること (→定款準則第一三条)。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三三年政令第一八五号)第四条及び平成一四年厚生労働 省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和三九年法律第一二九号) 第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和三九年政令第二二四号) 第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

【関連項目チェック】

それまで収益事業を実施していなかった法人が、新たに収益事業を実施する場合及び収益事業を廃止したことにより全く行わなくなった場合には、資産の区分の規定も変更する必要があるので注意すること (→定款準則第一三条)。

第四章 解散及び合併

(解散)

第二二条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第二三条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第二四条 合併しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、所轄庁(石巻市長)の認可を受けなければならない。

第五章 定款の変更

(定款の変更)

第二五条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、所轄庁(石巻市長)の認可(社会福祉法第四三条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁(石巻市長)に届け出なければならない。

第六章 公告の方法その他

(公告の方法)

第二六条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(備考) 公告の方法は、第二六条に規定する方法に加え、インターネットによる公開等の多様な手法を活用することが望ましい。なお、解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第二七条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 ○○○○

理事 ○○○○

〃 ○○○○

〃 ○○○○

〃 ○○○○

〃 ○○○○

【ポイント】

① 施行日については遡りは認められず、認可事項の変更について将来の日付とする場合も必ずそれ以前に変更認可が出来るように申請手続きを行うこと。

② 役員・評議員の任期をずらしたい場合には、定款を改正する際に次のような附則を設けること。

(記載例：役員・評議員の任期が4月1日開始であるのを、6月1日開始としたい。)

【※当初の予定 現役員・評議員の任期 H15.4.1～H17.3.31 2年間】

・平成16年3月31日現在役員~~の者の~~任期は、第6条第1項の規定にかかわらず平成16年5月30日までとする。

・平成16年3月31日現在評議員~~の者の~~任期は、第〇条第1項の規定にかかわらず平成16年5月30日までとする。

◆現時点で役員等になっている人の任期を短縮(1年2ヶ月)して調整を図り、役員改選をして新たに平成16年6月1日から平成18年5月30日まで2年間の任期とする。

(任期が2年を超えない範囲で調整する必要がある。)

※記載例の場合は、平成17年5月30日までとはできない(任期が2年2ヶ月となるため)

③ 現役員任期途中に行われた役員等の定数増による新任役員の任期は、当該新任役員の就任日から2年となるもの。(他の現役員の任期満了までの期間とすることはできない。)

ただし、以後の選任事務が煩雑になること~~の理由から~~、定款を改正する際に次のような附則を追加することで、他の現役員の満了日に揃えることができるもの。

(記載例：平成〇年〇月〇日付けの定款変更の認可申請に伴い増員された理事(評議員)

〇名の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず、平成〇年〇月〇日までとする。)